

「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定の一部改正について

(2 0 2 4 年 1 月 1 日 実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改 正	現 行
第 1 条 (規定の趣旨) ～ (省略) 第 2 条 (本サービスの選定銘柄) 第 3 条 (申込方法) お客様は当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当会に提出し、当会が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 (省略) 3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき 1 契約に限るものとします。 <u>ただし、「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、特定口座と非課税口座の特定非課税管理勘定において 1 契約、一般口座と非課税口座の特定累積投資勘定において 1 契約の最大 2 契約に限るものとします。</u> 第 4 条 (振替額の引落とし) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。 2 ～ (省略) 3 4 1 指定銘柄当たりの振替額は 5,000 円以上 1,000 円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落としがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当会の「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づき、<u>つみたて投資枠</u>での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替額から、第 5 条第 4 項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第 5 項において同じ。）の各年ごとの合計額（<u>つみたて投資枠</u>で複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額）が <u>120 万円</u>を超えることとなるような振替額の指定はできません。 5 年 6 回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当会の「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づき、<u>つみたて投資枠</u>での買付けをする場合は、年 2 回ま	第 1 条 (規定の趣旨) ～ (省略) 第 2 条 (本サービスの選定銘柄) 第 3 条 (申込方法) お客様は当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当会に提出し、当会が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 (省略) 3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき 1 契約に限るものとします。 (追加) 第 4 条 (振替額の引落とし) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。 2 ～ (省略) 3 4 1 指定銘柄当たりの振替額は 5,000 円以上 1,000 円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落としがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当会の「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資に関する約款」に基づき、<u>つみたてNISA</u>での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替額から、第 5 条第 4 項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第 5 項において同じ。）の各年ごとの合計額（<u>つみたてNISA</u>で複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購入代価の各年ごとの合計額）が <u>40 万円</u>を超えることとなるような振替額の指定はできません。 5 年 6 回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当会の「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資に関する約款」に基づき、<u>つみたてNISA</u>での買付けをする場合は、年 2 回までとします。また、<u>つみたてNIS</u>

改正	現行
でとします。また、<u>つみたて投資枠</u>で買付しようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が <u>120 万円</u>を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。 6 ～ （省略） 8 第 5 条（買付方法、時期および価額） 当会は、振替口座からの振替額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当会がお預かりし、当該指定銘柄の買付けを行います。 2 当会は、振替日から起算して 4 営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。 また、お客様が当会の「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づき <u>つみたて投資枠での買付け</u>または<u>成長投資枠でのつみたてによる</u>買付けをする場合、当年 12 月分の引落しによる買付けが翌年の勘定に入ることとなる場合があります。 3 ～ （省略） 4 第 6 条（指定銘柄の振替および収益分配金の再投資） ～ （省略） 第 10 条（申込内容の変更等） 第 11 条（「J A の投信つみたてサービス」の解約） 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① ～ （省略） ④ 2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」（以下、<u>本条において</u>「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。 なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当会は、当会の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があった	<u>A</u>で買付しようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの合計額が <u>4 0 万円</u>を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。 6 ～ （省略） 8 第 5 条（買付方法、時期および価額） 当会は、振替口座からの振替額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当会がお預かりし、当該指定銘柄の買付けを行います。 2 当会は、振替日から起算して 4 営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。 また、お客様が当会の「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資に関する約款」に基づき <u>N I S A</u>または<u>つみたて N I S A</u>での買付けをする場合、当年 12 月分の引落しによる買付けが翌年の勘定 <u>（非課税管理勘定または累積投資勘定）</u>に入ることとなる場合があります。 3 ～ （省略） 4 第 6 条（指定銘柄の振替および収益分配金の再投資） ～ （省略） 第 10 条（申込内容の変更等） 第 11 条（「J A の投信つみたてサービス」の解約） 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① ～ （省略） ④ 2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資に関する約款」（以下、「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。 なお、お客様が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当会は、当会の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申し出があったものと

改	正	現	行
ものとして取扱うことができることとします (削除) ① 当該約款第 16 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 <u>前の当会が指定する日</u> ② 当該約款第 16 条（第 1 項および第 2 項を除く）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 ③ お客様が当該約款第 5 条の規定により <u>特定累積投資勘定</u> を廃止する場合 <u>特定累積投資勘定</u> が廃止される日 <u>前の当会が指定する日</u> 第 12 条（その他） 当会は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子を支払いません。 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定（当会の「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」<u>(以下、本条において「当該約款」といいます。)</u>）に基づき、お客様が <u>つみたて投資枠</u> での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>当該約款</u> を含みます。）または指定銘柄の目論見書によるものとします。 なお、当会の <u>当該約款</u> に基づき、お客様が <u>つみたて投資枠</u> での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>当該約款</u> のほか本規定にも従います。ただし、<u>当該約款</u> に基づき、お客様が <u>つみたて投資枠のみ</u> での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当会ホームページ等に掲載した投資信託については、<u>つみたて投資枠</u> 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。		して取扱うことができることとします。 ① <u>お客様が当該約款第 10 条の 2 の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合 非課税管理勘定が新たに設定される日の 10 営業日前</u> ② 当該約款第 16 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 <u>の 10 営業日前</u> ③ 当該約款第 16 条（第 1 項および第 2 項を除く）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 ④ お客様が当該約款第 5 条の規定により <u>累積投資勘定</u> を廃止する場合 <u>累積投資勘定</u> が廃止される日 <u>の 10 営業日前</u> 第 12 条（その他） 当会は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子を支払いません。 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定（当会の「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資に関する約款」）に基づき、お客様が <u>つみたて N I S A</u> での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」</u> を含みます。）または指定銘柄の目論見書によるものとします。 なお、当会の <u>「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」</u> に基づき、お客様が <u>つみたて N I S A</u> での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>当該非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</u> のほか本規定にも従います。ただし、<u>「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」</u> に基づき、お客様が <u>つみたて N I S A</u> での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当会ホームページ等に掲載した投資信託については、<u>つみたて N I S A</u> 以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。	